

# 吉田町での新婚生活を応援します！

新婚世帯の住宅の取得、賃借、引越し及びリフォームの際に支払った費用の一部を補助します。

※予算に達した時点で終了となります。



## 補助対象者

- 1 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻している夫婦（婚姻届を提出し、受理されていること。）
- 2 (1)に該当し、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻に伴い、新たに町内に住宅を購入又は賃借し、引越しをしていること。
- 3 住所が当該住宅の住所となっていること。
- 4 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に定住する意思があること。
- 5 婚姻時において、夫婦の双方が39歳以下であること。
- 6 令和5年分の所得（夫婦の合計所得金額）が500万円未満であること。
- 7 他の公的制度による補助を受けていないこと。
- 8 過去にこの制度による補助を受けていないこと。
- 9 夫婦のいずれも、町の税金及び料金等を滞納していないこと。
- 10 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する講座等を受講していること。

## 補助対象経費

- 1 住宅取得費用  
結婚に伴い新たに取得する住宅の購入費
- 2 住宅賃借費用  
結婚に伴い賃借する住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- 3 引越し費用  
引越し業者又は運送業者に支払った費用
- 4 リフォーム費用  
婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用

## 補助額

- |                           |        |
|---------------------------|--------|
| 1 婚姻時において夫婦の双方が29歳以下である世帯 | 上限60万円 |
| 2 婚姻時において夫婦の双方が39歳以下である世帯 | 上限30万円 |

①結婚

②住宅取得  
引越  
リフォーム

③申請

～令和7年3月31日

④審査

⑤補助金交付

補助金の交付申請など、詳しくは町ホームページをご覧ください。以下へお問合せください。

問合せ 吉田町企画課シティプロモーション部門

電話 33-2135

メール kikaku@town.yoshida.shizuoka.jp



吉田町 新婚生活

検索